

令和6年6月27日

厚生労働大臣 武見 敏三 殿

リハビリテーションを考える議員連盟
会長 鈴木俊一

令和7年度予算案におけるリハビリテーション施策に係る要望書

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「3療法士」という）による医療や福祉及び教育分野等での「自立支援・社会復帰に資するリハビリテーション」を推進することは、医学的リハビリテーションの範疇に留まらず、健康づくり・予防・重症化予防が強化され、政府方針である健康寿命の延伸及び労働を含む国民の社会活動と Well-being 向上への投資となり、医療・介護費のみならず社会保障費の削減に寄与することは明白である。

しかしながら、3療法士をめぐる課題として、低賃金による将来への不安感等により人材の他分野への流出が継続していることに加え、昭和40年制定以来改正がなされていない「理学療法士及び作業療法士法」がある。本法は、その目的および教育課程等において世界標準と大きく乖離する状況に至っているとともに、介護予防や災害支援等の公衆衛生領域における従事に対応していないなどが生じている。このような状況にあって、所得の向上及び離職の防止を図るとともに、社会の変化に対応した世界標準に照らして適切な業務及び教育課程等について検討を行うことは喫緊の課題である。

質の高いリハビリテーションによって高齢者や障害者及び認知症等を有する者等の自立支援や重症化の防止を図り、健康で自立した生活を支えるリハビリテーション提供体制の充実・強化はとりわけ重要であり、そのためには3療法士が医療・介護・保健・福祉・予防等の分野でその専門性を総合的に発揮する施策をいっそう推進すべきである。

については、令和7年度予算において、次の事項を推進することを要望する。

1. 人材確保のための物価上昇等を上回る継続的賃上げ及びキャリア形成支援への助成
3療法士の離職防止及び人材確保のため、継続的賃上げに加え、療法士としてのキャリア形成と子育てが同時期となる世代の研修について、以下の事項を要望する。
 - (1) 3療法士の2024年のベースアップを含む賃上げ状況の把握及び必要となる対応
 - (2) 質の高い3療法士のキャリア形成支援（法定研修・告示研修化など）と活用による労働生産性向上と社会保障費の効率化に向けた制度設計

2. リハビリテーションに係る総合的な施策の推進

領域横断的なりハビリテーション施策を総合的かつ戦略的に推進するとともに、3療法士の資格法について、現在の実態等を踏まえ、その目的及び教育課程等について検討を行うことを目的として以下の事項を要望する。

- (1) 厚生労働省内にリハビリテーション課の設置及び資格法に係る調査と検討

以上